

答 申 書

～北見自治区におけるまちづくりについて～

平成20年1月

北見まちづくり協議会

平成20年1月25日

北見市長 神田孝次様

北見まちづくり協議会
会長 長谷川 豊

北見自治区におけるまちづくりについて（答申）

平成19年7月31日付で諮問のありました北見自治区におけるまちづくりについて、慎重に協議を重ねました結果、別紙のとおり答申いたします。

記

【諮問事項】

1. 「第3次実施計画」に盛り込むべき事項など
自治区内事業の今後のあり方について
2. 地域コミュニティのあり方について

【答申にあたって】

本年度、北見まちづくり協議会は5月31日に第1回協議会を開催し、合併後の北見市が新たに創設した「まちづくりパワー支援事業」に応募された6事業について、厳正な審査を行い、そのすべてを採択し補助金算定額とともに市長に報告を行いました。この事業は地域の活性化に向けて、地域住民が「自ら考え、自ら実践する」まちづくり活動を支援するものであり、応募された事業が補助の対象となるか否かから、補助額の算定まで主体的に関与する自治区完結型の取り組みであり、全国的に見ても「新北見方式」として自信を持って推進すべき事業であると認識しています。

7月31日開催の第2回協議会において、市長から北見自治区のまちづくりについて昨年同様の「第3次実施計画に盛り込むべき事業など、自治区内事業の今後のあり方について」及び新たな項目である「地域コミュニティのあり方について」の2項目に関し諮問があり、今般の答申に至るまで幅広い観点から活発な議論を重ねてきました。

本答申は、全体を3部構成としてまとめています。

第1部では「第3次実施計画に盛り込むべき事業など、自治区内事業の今後のあり方」について、市から提出された資料及び担当部局からの概要説明に基づき交わされた議論などを踏まえ、協議会としての考え方をとりまとめています。

第2部は新しい北見市の目指すべき方向として、協働のまちづくりを進めるための「地域コミュニティのあり方」について議論した内容を記載しています。

第3部は資料として、第1回から第10回の協議会の開催経過等となっています。

市長におかれましては、第3次実施計画事業等における北見自治区に関連する事業を採択するにあたり、本答申の内容を十分尊重され取り組まれるよう要望するとともに、新たな協働のまちづくりを進めるための仕組みづくりを積極的に進めていただくよう望みます。なお、私たち委員一同も合併後2年にわたる協議を重ねる中で、「新北見方式」といわれる独自の自治区制度において、その根幹をなすまちづくり協議会が担うべき役割の重要性を強く認識しながら、今後のまちづくりに向けた議論を深めていきたいと考えます。

【 1 . 北見自治区内事業の今後のあり方について】

北見自治区内事業の今後のあり方については、2月に策定される「第3次実施計画」に向け、担当部局から要望のあった事業のうち、本協議会の議論に付すことがふさわしい事業として、北見自治区及び複数自治区に関わる「新規に要望された41事業」について、資料を基に議論を進めてきました。

自治区内事業について議論を進めるにあたり、北見自治区及び複数自治区に関わる事業項目は、第1次及び第2次実施計画ともに200項目前後であったことから、今回の諮問に関わる事業項目を選定する場合も、時間的余裕を考慮すればすべての事業を議論することは不可能であることから、協議する事業は何らかの手法で取捨選択する必要がありました。このようなことを踏まえ、本年は新規に要望された事業を中心に議論を進めたところです。

今回示された新規要望の41事業（資料として掲載）については、それぞれ事業の目的、内容、効果などについて説明を受け、議論を重ねた結果、事業の必要性が認められますので、今後の事業化に向け、適正な事業規模のもと、効率的に推進されることを望みます。

なお、特に委員から担当課による説明が必要とされた事業は次の7事業です。

- (1) 重点振興品目（豆・野菜）特別対策事業
- (2) 学校整備事業（バリアフリー）
- (3) 市民会館大ホール舞台・照明・音響設備等改修事業
- (4) 広郷浄水場緊急整備事業
- (5) こども環境ウォッチング事業
- (6) 防災意識啓発事業
- (7) 住民自治推進交付金

担当から説明のあった7事業については、事業の緊急性、必要性など十分理解できることから、着実な実施を望みます。特に広郷浄水場緊急整備事業については「市民の安全・安心の観点から理屈ぬきに早急に行うべきである。」、こども環境ウォッチング事業では「はじめて環境を学校教育に取り込むことができるよい事業である」など、積極的に推進すべきとの意見が多く出されています。この他、市民会館大ホール舞台・照明・音響設備等改修事業に関連し、再利用可能な備品等について、学校施設等への再利用を検討すべきとの意見があったほか、昨年ガス漏れ事故や断水の経験を踏まえ、実効ある自主防災組織の設置や、ハザードマップ作成に向け多くの提言があり、事業実施にあたっては協議会での議論を尊重の上、実現されるよう希望します。

今般、自治区内事業の今後のあり方について議論するにあたり、前段述べたとおりの考え方に立ちながら進めてきましたが、今後、次期実施計画策定に向けた協議を行う場合においても、現状の計画策定システムでは、担当部局から要求があり、一定の精査を経た熟度の事業として、協議会に提示される時期が概ね今年度と同様に秋以降になる見込みと考えられ、十分な審議が行えないと判断します。

このような事実を踏まえると、北見自治区及び複数自治区に関する事業についての議論は、他自治区まちづくり協議会における事業数に比べ、著しく多数の事業数であることを認識した上で、「北見まちづくり協議会での議論にふさわしいのか」、「他の審議会等との関連はどうなっているのか」、「行政の素人である委員が事業を選択することが妥当か」などの意見が出されていることから、実施計画の項目を諮問事項として取り扱うことについて、今後検討されるよう望みます。

なお、議論に付された担当部局から新規に要望された事業は、本協議会の答申などを十分尊重していただいた上で、厳しい財政状況などを含め、総合的に市長が判断され、実施計画採択事業としての決定に至ると考えますが、その実現に向けては、議会と慎重かつ丁寧な協議を重ね、活力と特色ある地域づくりを推進されることを強く希望します。

【 2 . 地域コミュニティのあり方について】

少子高齢化や人口減少が進み、住民ニーズも多様化・高度化する中、行政が中心となってさまざまな課題に対応していくことは、住民自治の観点や行政の状況からも困難と言わざるを得ません。これからの時代は、地域が自ら課題を見出し、地域情報を共有し、その解決策や事業の必要性について自己責任で決めていくとともに、行政が現在取り組んでいる事業であっても、地域でできることは地域で取り組んでいくことが求められています。

「地域コミュニティのあり方」については、市民会議である北見市タウン・ネットワーク懇話会で先駆けて議論された経過があります。市は、平成19年3月の「北見市タウン・ネットワーク懇話会最終報告書」に基づき、新たな協働の仕組みとして、小学校区域内のさまざまな既存団体で組織される「地域住みよい会」の導入を進めようとしています。その方向性がより具体的に見えてくるように、本協議会ではさらに踏み込んだ議論を行いました。

本協議会としては、地域住みよい会が立ち上がると既存団体のネットワークが構築され、そこでの話し合いや活動、イベントへの参加などを通じて、人と人との輪が広がり、皆で助け合うことが喜びであることに住民は気づき、失った人間関係を取り戻すことにつながる可能性を十分に感じさせる構想であると思います。

しかし、地域住みよい会のメンバーとなる町内会、PTA、高齢者クラブ、子ども会などの既存団体の現状を見ると、その活動状況や自治意識には格差があります。また、役員の手不足、参加者の固定化、加入率の低下、活動の停滞などさまざまな課題を抱えています。

そのため、本協議会では、「これらの団体が現状のままでよいのか」、「あるべき姿はどういったものなのか」、「既存団体の課題を解決することが先決ではないか」という議論もなされました。しかし、これらの団体が市民の任意に基づく自主的な組織であり、自治という観点からも本協議会や行政が「こうあるべき」と強制するものではありません。

本協議会では、既存団体がさまざまな課題を抱えていることを認識しつつ、将来の本格的な少子高齢・人口減少社会を見据えると、現状のまま何も動き出さなければ地域コミュニティの崩壊につながりかねないとの危機意識を持っています。そこで、地域住みよい会がその理想像に一步でも近づくように、諮問事項の主要な5項目等について、以下のとおり答申します。

(注) 以下、用語を次のように使い分けます。

地縁団体：町または字など一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体（地方自治法第260条の2第1項）。単位町内会や連合町内会をさす。

既存団体：地縁団体を含み、PTA、高齢者クラブ、子ども会など地域活動を行っているさまざまな団体。

1. 地域住みよい会の役割

地域住みよい会は、行政から課題や事業を与えられるものではなく、住民自らが課題を見出し、その解決策や事業の必要性を自己責任で決め、最終的には実践活動に結び付けることに最大の意義があります。なぜなら、その一連の過程を経験することが、行政の押し付けではない自分達の達成感や喜びとなり、その積み重ねが自治意識を高めることにつながると考えられるからです。

具体的にどのような活動を行うのかは、各地域住みよい会で考え、決められていくものですが、おおむね次のような役割を担うことが期待できます。

なお、地域課題を見出し、その解決策や事業の必要性を決めていくためには、その過程に多くの住民が関わることが望ましく、ワークショップなどにより、広く住民の意見やアイデアを求めることが有効です。

広域的活動の実践

現在、地域の安全を確保するために、町内会やPTAなどにより、夜間防犯パトロールや児童生徒の登校・下校時の見守りなどが行われています。このような活動を町内会、PTA、子ども会などが連携することで、参加者の負担軽減など効率的な運営につながり、また、町内会区域で行うよりも小学校区程度の地域規模で行われることで、より効果が上がるものと考えます。

既存団体単独では対応できない課題の解決

地域福祉の分野では、高齢者・障がい者宅の除雪や独居高齢者の安否確認などが一部の町内会で実施されています。しかし、町内会の規模は一けた世帯のところから400世帯近くのところまでさまざまであり、小規模な町内会では、実施したくても実施できない状況があります。

このような場合でも、地域住みよい会での話し合いを通じて、実施している町内会が実施できない町内会を補完したり、地域住みよい会が主体となって実施することで、そのような取り組みを広げていくことができると考えます。

地域防災活動

大規模災害の代表的な事例である阪神・淡路大震災では、道路や建物の崩壊、ライフラインの寸断、自治体職員自身の被災から、防災関係機関の活動には限界がありました。そのような中、地域住民が、自発的に初期消火や救出・救護活動、避難所の運営などを行った地域では、被害や混乱を最小限に抑えることができたと言われています。

私たちの住むこの地域においても、近年では、平成16年の大雪災害

や平成18年の大雨災害、昨年の局所的豪雨による断水事故など、今までに考えられない災害が多発しています。このような中、地域における日頃からの活動が、独居高齢者の支援や隣近所の助け合いにつながった事例もありました。今までは災害の発生が比較的少ない地域と思われてきましたが、この考えを改め、地域における日常の備えが大変重要になってきています。

小学校が避難所になっていることから、地域住みよい会が主体となり、地域一体となった防災訓練を実施することで地域住民の防災意識をより高めることができると考えます。また、災害時における避難所の運営、要援護者支援、非常時のピラミッド型の連絡体制の構築などにも力を発揮すると考えます。

地域拠点施設の自主運営

現在、おおむね小学校区に設置されている地域の拠点施設には住民センターがあるので、その管理運営を地域住みよい会が担っていくことができるのではないのでしょうか。また、将来的には、地域会館と同じように自主的な運営方式をとることができれば、より地域住民に身近な施設として、皆で守っていこうという連帯意識を高めることも期待できます。

(注) 住民センターは、市が設置し、市が地域の運営委員会等に指定管理者として管理運営を委託する公設民営方式であり、その使用料や開館時間などの使用条件は市条例で決められています。一方、おおむね町内会程度の区域に設置されている地域会館は、市からその設置費の一部を補助金として受けた町内会等が設置し、自らの施設として自主的に管理運営する民設民営方式であり、その使用条件も町内会等が自主的に決めています。

既存団体を見つめ直すきっかけづくり

地域住みよい会では、さまざまな団体が参加して話し合われることから、今まで交流のなかった他団体の活動内容やさまざまな特技を持つ人材などを知るきっかけにもなります。そのことが、自分の所属する団体を見つめ直し、他団体のよいところを学ぶことにつながると考えます。

将来的には、地域住みよい会の中で、既存団体が抱えるさまざまな課題を踏まえたうえで、「自分の所属する団体は現状のままでよいのか」、「あるべき姿はどういったものなのか」など、皆で知恵を出し合いながら解決へ向けた話し合いが行われることを望みます。

2. 地域住みよい会の区割り

おおむね小学校区程度の規模が人の顔を覚えることができるコミュニティの範囲であり、防犯上も優れていると考えられます。

また、本協議会では、地域住みよい会の中心となる町内会、PTA、高齢者クラブ、子ども会などの既存団体が含まれるためには、最低でも小学校区以上の区割りであることが必要ととらえています。

そこで北見自治区の小学校区の人口規模に着目すると、177人から10,427人と幅広い状況になっています。そのため、一部の小学校区では、単位町内会よりも小規模になり、担い手不足が心配されることから、そのような地域では、中学校区程度で地域住みよい会を立ち上げることができないか地域と協議することが必要と考えます。

しかし、最も重要なのは、地域住みよい会が立ち上がり、その運営を各団体がいかに連携、役割分担しながら行っていくかという地域の一体性です。最低限の規模などは設定することが必要と思いますが、地域性を尊重しながら区割りを決めていくべきと考えます。

3. 地縁団体との関係

単位町内会と連合町内会の関係を見ると、戸数が多い単位町内会では独自の活動が行われ、財政的な負担をしてまで連合町内会を必要としない地域もあれば、戸数が少ない単位町内会のように連合町内会の活動が重要とされる地域もあります。また、町内会に限らず地域のさまざまな団体の役員を兼務するなど、特定の人に負担が偏り、人材が分散化してしまうといった意見も聞かれます。

本協議会としては、これらが市民の任意に基づく自立した団体であり、自治という観点からも本協議会や行政が組織の枠組みを強制するものではないと考えます。また、その役割や関係は地域によってもさまざまで、一律にこうあるべきと言えるものでもありません。

そのため、これらの団体のネットワーク化を図ることが第一であり、将来的には、さまざまな既存団体が広く参加する地域住みよい会を通して、これらの課題や地域性も踏まえて、地縁団体の再編を含めた話し合いがされることを望みます。

4. 地域住みよい会への行政支援

地域住みよい会は、地域住民が自ら考え決定し、実践することに意義があります。しかし、住民がすべて白紙から考えるのは大変な時間と労力がかかります。また、既存団体にさまざまな課題があるとは言いつつ、活動が活発な団体もある中で、地域住みよい会の必要性の認識が少ない地域では組織づくりが困難となる場合も考えられます。

そのため、行政の役割として、広く市民に地域住みよい会の必要性を伝えるとともに、設立にあたって、規約案の提示や先進都市の事例紹介、「こうして欲しい」という希望や要望の提示など、市民の議論を巻き起こし、市民が自ら考える呼び水となるような情報提供を望みます。

また、地域住みよい会の運営にあたっては、経済的な負担を軽減するため、行政からの財政支援が必要不可欠と考えます。その場合、地方交付税のように用途が自由な交付金制度とし、地域住みよい会が自ら考え、決定できるような制度設計が必要です。

一方、人的な支援としては、地域には多くの優れた人材がいることを踏まえ、行政が過度に干渉することで自治意識の高まりが阻害されることも考えられることから、スムーズな運営のため、行政が既存団体間の連絡調整機能を果たすことを望みます。

5. 新たな協働の仕組みとまちづくり協議会の関係

北見市タウン・ネットワーク懇話会は、新しい協働の仕組みとして、市民側組織の「地域住みよい会」のほか、市民と行政の仲人会議の「北見テーブル」が必要になると提言しています。

それぞれの位置付けや役割を見ると、地域住みよい会は、小学校区域内の課題やその解決策の協議・決定機関であると同時に執行機関も備えた住民協働組織であると言えます。

また、北見テーブルは、地域という枠にとらわれず、地域住みよい会と行政のほか、専門的な知識や経験を有するさまざまな団体や個人が参加し、地域住みよい会や行政が単独では課題を解決できない場合などに提案を受け、参加者が知恵を出し合いながら課題解決の可能性を高める場であると提言されています。したがって、北見テーブルは何かを決定し、実践する機関ではなく、住民自治を補完するための協議・相談機関であると言えます。

一方、まちづくり協議会の位置付けは市条例で規定され、市長の諮問機関として、各自治区内の行政の施策や事業、新市まちづくり計画の執行及び変更、自治区内の住民との連携強化に関する事項など諮問された事項について審議・答申する行政の附属機関です。

このようにそれぞれの位置付けや役割が違うことから、この役割分担に基づき、お互いに機能を高められるよう密接な連携を図っていくことが望ましいと考えます。例えば、まちづくり協議会に地域住みよい会の代表者が入ってもらうこと、また、北見テーブルにまちづくり協議会委員が入ることも考えられます。

しかし、地域住みよい会や北見テーブルがどのような役割を担えるのか、どこまでその機能を高めていけるのかは、これからの行政の施策展開と市民の取り組みによって左右されます。そうした動きに合わせて、北見まちづく

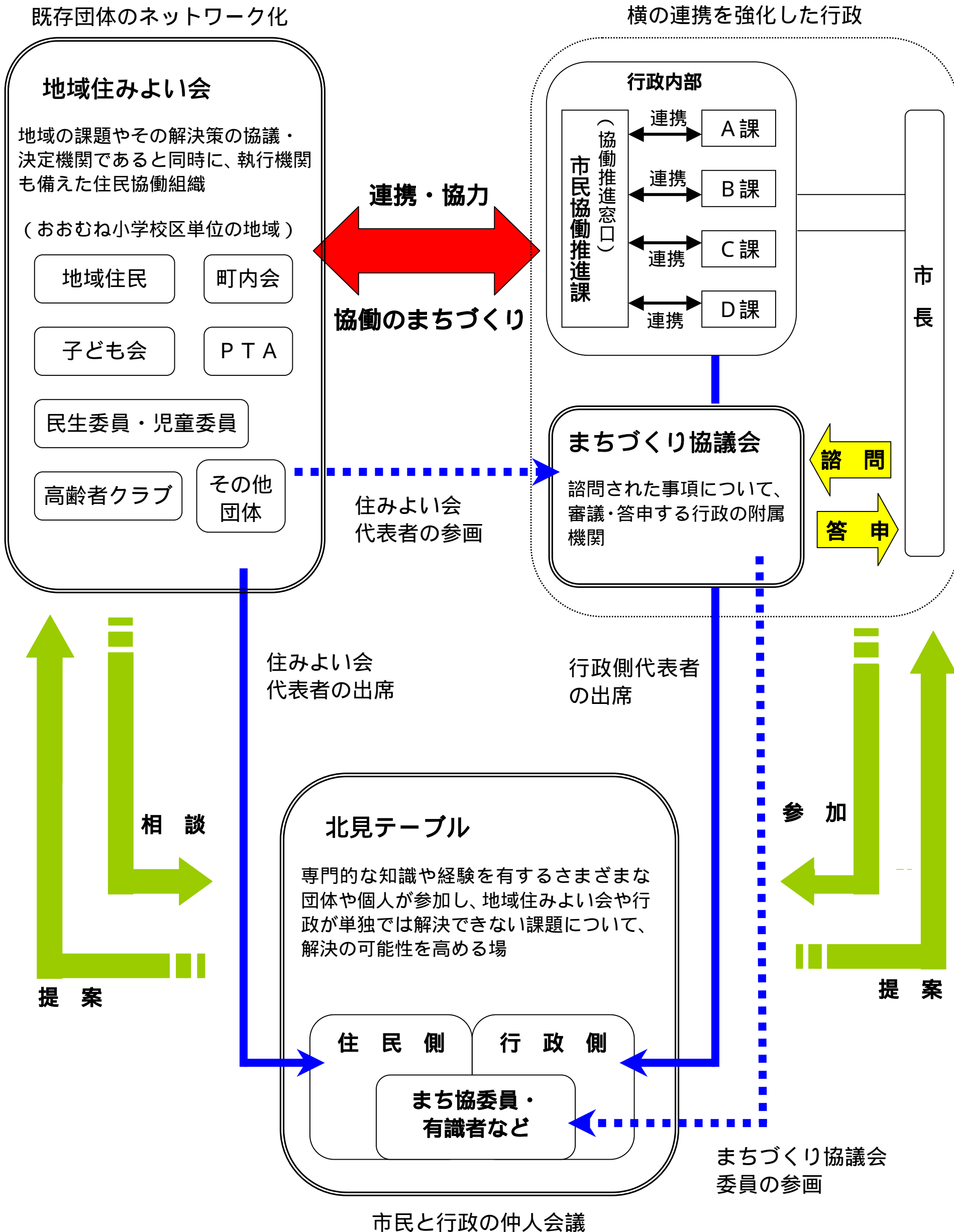
り協議会自体のあり方や役割の見直しなども視野に入れていくべきと考えます。

6. 地域住みよい会設立にあたっての留意点

地域住みよい会と類似した取り組みを行っている自治体は全国的に見るといくつかあるものの、道内では目立ったところはない状況にあります。このような取り組みの差は、本州の先進自治体が行政区長制度や町内会等への補助制度を導入しているなど、長年に渡って行政が地域に深く関与していた経過が関係しているものと思われます。そのため、先進事例を参考にすることは当然ですが、当市と先進自治体とは、歴史や風土、行政区域の面積、行政と地域の関わり方など、さまざまな条件に違いがあることを前提に取り組みを進めていくべきです。

このような違いから、すぐに北見自治区で地域住みよい会を立ち上げるのは難しい面を感じます。行政としての方針を示しながら、地縁団体のつながりなども考慮に入れ、例えば連合町内会をきっかけに組織構築をすとか、北見自治会連合会の協力を仰ぐなどの工夫が必要と考えます。また、地域住みよい会の具体的な姿が市民に見えていない中、地域住みよい会を複数地区で同時に進めるのではなく、先行地区において、市民と行政が一緒になってノウハウを蓄積し、そこでの実際の活動事例などから、他地区が可能性を学んでいく手法が望ましいと考えます。

「新しい協働の仕組み」イメージ図



【北見まちづくり協議会開催状況】

- 第1回 日時 平成19年 5月31日(木)午後6時
 場所 北見芸術文化ホール
 審査 (1)まちづくりパワー補助金の審査について
 ・さくらの名所づくり
 ・オホーツク「ハーブうどん・山ワサビうどん
 の開発
 ・(仮称)北網圏文化センターまつり
 ・「2008さくらシンポジウムIN北見」
 桜植えるかむ
 ・相内町街並み賑わい創出
 ・ファーム・アート(景観美化)
 議題 (1)まちづくり協議会から推薦する
 委員(まちづくり条例検討市民会議)について
- 第2回 日時 平成19年 7月31日(火)午後6時
 場所 北見芸術文化ホール
 諮問 北見自治区におけるまちづくりについて
 議題 (1)地域コミュニティのあり方について
 ・「協働のまち北見」最終報告書
 (2)第2次実施計画計上事業(新規・継続)について
 ・北見自治区内計上事業
 ・複数自治区計上事業
- 第3回 日時 平成19年 9月 4日(火)午後6時
 場所 北見芸術文化ホール
 議題 (1)地域コミュニティのあり方について
 ・参考資料集 Part
 (2)自治区内事業の今後のあり方について
 ・第3次実施計画策定方針
- 第4回 日時 平成19年10月11日(木)午後6時
 場所 北見芸術文化ホール
 議題 (1)地域コミュニティのあり方について
 ・第3回協議会での主な意見(検討項目1・2)
 ・参考資料集 Part

- 第5回 日時 平成19年10月20日(土)午後4時
場所 広郷浄水場会議室
議題 (1) 水道水の断水対策について
施設見学(上水道施設)終了後に開催
- 第6回 日時 平成19年11月 8日(木)午後6時
場所 北見芸術文化ホール
議題 (1) 地域コミュニティのあり方について
・宗像市のコミュニティづくり
～自分たちの手によるまちづくりを目指して～
・第4回協議会での主な意見(検討項目1～4)
・参考資料集 Part
- 第7回 日時 平成19年12月 7日(金)午後6時
場所 北見経済センター
議題 (1) 地域コミュニティのあり方について
・第6回協議会での主な意見(検討項目5)
・北見まちづくり協議会意見集(総括)
・北見自治区におけるまちづくりについて
(地域コミュニティ関連分) 答申(素案)
(2) 自治区内事業の今後のあり方について
・第3次実施計画新規要望予定リスト
・コミュニケーションシート
(事前評価・実施計画)
- 第8回 日時 平成19年12月19日(火)午後6時
場所 北見経済センター
議題 (1) 自治区内事業の今後のあり方について
・重点振興品目特別対策事業
・学校整備事業(バリアフリー)
・市民会館大ホール
舞台・照明・音響設備等改修事業
・広郷浄水場緊急整備事業
・こども環境ウォッチング事業
・防災意識啓発事業
・住民自治推進交付金
(2) 地域コミュニティのあり方について
・北見自治区におけるまちづくりについて
(地域コミュニティ関連分) 答申(素案)

第9回 日 時 平成20年 1月17日(木)午後6時
 場 所 北見経済センター
 議 題 (1)北見自治区におけるまちづくりについて
 答申(案)

第10回 日 時 平成20年 1月25日(金)午後6時
 場 所 北見経済センター
 答 申 (1)北見自治区におけるまちづくりについて
 ・北見自治区内事業の今後のあり方について
 ・地域コミュニティのあり方について
 報 告 (1)まちづくりパワー支援事業(実績報告)

【北見まちづくり協議会委員】

[委嘱期間：H18.6.14～H20.6.13]

	氏 名
委 員	相 澤 五 郎
委 員	市 川 秀 信
委 員	久 保 大 心
委 員	合 田 悦 子
委 員	小 林 やよい
委 員	小 柳 亨 信
委 員	辻 悦 郎
委 員	土 赤 康 夫
副 会 長	中 川 篤 嘉
委 員	中 村 嘉 孝
会 長	長谷川 豊
委 員	早 坂 惇 司
委 員	向 弘 子
委 員	山 川 尚 子
委 員	渡 部 徳 章

50音順

小柳委員：H19.1.31～H20.1.16

H20.1.17～：高橋宜嗣委員

第3次実施計画新規要望予定リスト(北見・複数自治区)

第7回協議会資料

番号	事務事業名	自治区	20年度	21年度	22年度
			事業費	事業費	事業費
1	公共施設へのAED(自動体外式除細動器)設置事業		1,456	2,086	2,716
2	防災意識啓発事業		12,463		
3	戸籍情報システム事業(民刑管理システム)		1,034	89	89
4	北見ヶ丘霊園整備事業		8,000	30,000	10,000
5	環境監視機器整備事業		3,500	4,500	500
6	住民自治推進交付金		9,007	14,824	20,498
7	ねんりんピック北海道・札幌2009		1,260	4,786	
8	日中一時支援事業(重度障がい児への拡大)		5,760	5,760	5,760
9	北見市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定		210		
10	健康管理システム		35,000	3,000	3,000
11	病児・病後児保育事業		6,250	12,500	18,750
12	認定こども園施設整備補助事業		10,000	10,000	10,000
13	(仮)農業農村活性化支援事業		1,300	1,300	1,300
14	重点振興品目(豆・野菜)特別対策事業		2,000	2,000	2,000
15	(仮)農業生産法人設立支援事業		1,000	1,000	1,000
16	(仮)コントラクター設立支援事業		2,000	2,000	2,000
17	(仮)強い土づくり支援事業		4,500	4,500	4,500
18	(仮)畑地帯環境保全推進モデル事業		1,100	1,100	
19	道営草地整備事業(公共牧場中核型)			1,023	17,864
20	相内支所道路整備事業(相内公共施設複合化事業関連)	北			27,000

第3次実施計画新規要望予定リスト(北見・複数自治区)

第7回協議会資料

番号	事務事業名	自治区	20年度	21年度	22年度
			事業費	事業費	事業費
21	橋梁診断業務		10,000	10,000	12,000
22	住宅等建築物地震対策事業		5,350		
23	住宅マスタープラン策定事業		5,757		
24	公営住宅ストック総合活用計画策定事業			6,808	
25	教員用パソコン整備事業		1,118	1,890	1,764
26	学校整備事業(バリアフリー)	北	20,000		35,000
27	学校整備事業(網戸設置)		3,000	3,000	3,000
28	教員住宅整備事業		9,000	6,000	12,000
29	特別支援教育指導事業(通常学級)		27,316	27,316	27,316
30	自動体外式除細動器(AED)導入事業		1,118	3,338	3,738
31	北見市民温水プール整備事業	北	200	200	20,000
32	若松市民スキー場整備事業	北	41,255	27,019	200
33	スポーツ機器整備事業	北	3,200		
34	児童館施設整備事業		2,600	13,300	1,500
35	市民会館大ホール舞台・照明・音響設備等改修事業	北	140,913	215,250	105,620
36	市民会館外壁補修事業	北	26,860	32,330	
37	北見市立中央図書館相内分室蔵書整備事業	北	1,500	300	300
38	簡易水道配水管更新事業			20,000	20,000
39	広郷浄水場緊急整備事業		1,217,000	1,193,000	675,000
40	端野・常呂・留辺蘂地区下水道台帳、排水設備台帳整備		7,600	5,200	4,900
41	こども環境ウォッチング事業		1,300	1,100	1,100